

# 開明中学校・高等学校 PTA 規約

## 第1条（名称）

本会の名称を「開明中学校・高等学校 PTA」と称する。

## 第2条（目的）

本会は、生徒の健全な成長を図るために、学校と家庭の教育環境の改善に努め、日本国憲法と教育基本法の精神に基づき、学校の民主的教育を側面から推進することを目的とする。

本会は、学校の管理や教育方針に干渉するものではなく、また他のいかなる団体の支配、統制、干渉も受けない。

## 第3条（会員）

本会の会員は、学校に在籍する生徒の保護者と学校の教職員とする。

## 第4条（役員）

本会に次の役員を置く。役員は兼任してはならない。

①会長	1名	保護者
②副会長	2名	保護者
③書記	2名	保護者または教職員
④会計	1名ないし2名	保護者または教職員
⑤会計監査	2名	保護者

## 第5条（選考委員会）

選考委員会は、役員の候補者を選考し、これを総会に諮るものとする。

選考委員会の構成及び選考の手続きについては、別に定める選考委員会規約によるものとする。

## 第6条（任期）

役員の任期は、専任の日から1年とし、重任は2年までとする。

## 第7条（役員の任務）

- ①会長は、会を代表し会務を統括し、総会及び全委員会の議長を務める。
- ②副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は代理を務める。
- ③書記は、会の庶務事項を掌る。
- ④会計は、会の経理事項を掌る。
- ⑤会計監査は、本会の会計について監査を行う。

## 第8条（定時総会）

本会は、毎年5月に総会を開催し、下記事項を議決するものとする。

- ①次年度の役員候補者の承認
- ②決算の承認
- ③次年度予算案の承認
- ④その他の重要事項で総会の開催通知において目的とされたもの

## 第9条（臨時総会）

会長は、必要があると認めた時は、臨時総会を招集することができる。

会長は、会員の5分の1以上の要請があった時には、臨時総会を招集しなければならない。

## 第10条（定足数）

総会は、会員の5分の1以上の出席（委任状によるものを含む）がなければ、議事を開き議決することはできない。

総会の議決は、出席会員（前同）の過半数によりこれを決する。

## 第11条（会費）

本会の入会費は千円、年会費は1万円とする。

## 第12条（会計）

本会の会計は、会費及びその他の収入により運営する。

本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第13条（委員会）

本会に次の委員会を設けることができる。各委員会の委員は兼任してはならない。

- ①学級委員会 学級の代表として、会員の権利と義務が全うされるように努力する。
- ②企画委員会 会員が興味を持つ活動、行事全般を企画する。
- ③健康推進委員会 心身の健康に関する講演会、スポーツ行事等の活動を企画する。
- ④文化教養委員会 文化教養に関する講演会等の活動を企画する。
- ⑤進路対策委員会 生徒の進学、就職の対策活動を行う。
- ⑥広報委員会 本会の活動の広報に関する会務に従事する。

## 第14条（委員の選任）

各委員は、会長がこれを委嘱する。

各委員会の委員数は必要に応じて会長がこれを決定する。

## 第15条（委員長）

各委員の委員長は、選考委員会の推薦により、役員及び委員全員で構成する全委員会でこれを選出する。

全委員会における議事については、総会の例による。

## 第16条（実行委員会）

実行委員会は、役員、各委員長及び学校長を以て構成し、会務を執行する。

## 附則

- 1 この規約は平成15年5月10日より施行する。